

女企第21号
令和7年5月7日

宮城県知事 村井嘉浩 殿
(環境対策課扱い)

女川町長 須田善明



(仮称)京ヶ森風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について
(提出)

令和7年4月11日付け環対第17号で通知がありましたのことについて、下記のとおり提出いたします。

記

1 当該事業計画の事業予定箇所の下流域には女川町の取水地があり、本町水道事業に影響を生じさせないよう十分に配慮すること。

2 本町には環境省が設定した「みちのく潮風トレイル」のルートが通っており、年間を通じて多くのハイカーが登山を楽しむため来訪され、山中から女川湾を望む眺望において好評を博している。

当該事業計画の事業予定箇所となっている黒森山では、先般、トレイルランニング大会が開催されており、本町としても景観を活かしたトレイルを観光資源の一つとして捉え、醸成していきたいと考えていることから、事業実施に当たっては当該トレイルルートについて影響を生じさせないよう十分に配慮すること。

3 本町では、東日本大震災からの復興まちづくりにおいて、港町として海の景観を最大限に生かし、町中心部の景観的価値の向上を図ってきた。また、令和7年4月には女川町景観計画を策定し、『女川の海と山とまちが調和する美しい景観を形成し、まちの個性と価値を高める』を基本目標としており、今後、実効性の高い景観行政に取り組んでいくため、景観法に基づく景観条例の制定を目指しているところである。

当該事業計画の事業予定箇所となっている黒森山は、同計画において眺望景観保全エリアに位置付けているが、レンガみち延長上の国道398号海側の歩道上から黒森山への眺望を阻害する13~15号機については、これまでの復興まちづくりの過程により築き上げてきた景観的価値を棄損することから、事業実施区域の見直しや基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

また、石巻市側に予定されている8~10号機においても上記眺望景観保全エリアの延長線上に位置しており、景観への影響が生じないよう十分に配慮すること。

担当：企画課企画調整係 鈴木
電話：0225-54-3131（内242）
FAX：0225-53-5483
E-mail：joho@town.onagawa.lg.jp

